# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進関係事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

鳥取県南部町長

### 公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進関係事務				
	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。				
②事務の概要	■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大陽がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・野炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診  ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。				
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア				
2. 特定個人情報ファイル	名				
(1)検診情報ファイル (2)宛名情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下、番号法)第9条第1項、別表第一第76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第102の2の項				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	健康対策課				
②所属長の役職名	健康対策課長				

 6. 他の評価実施機関

 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
 連絡先

 連絡先
 南部町役場 健康対策課 〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭482番地 TEL:0859-66-5524

 9. 規則第9条第2項の適用
 [ ]適用した

 適用した理由
 [ ]適用した

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>					
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] (2)発生なし 2)発生なし					

#### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

	保護評価書	の作主大良				
[  基礎	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネッ	トワークシステム	ムを通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +	-分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ -	一分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ -	一分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委	託		0 ]	]委託しない	
				<選択肢> 1) 特に力を入れている		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<ul><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>		
		提供ネットワーク		2) 十分である 3) 課題が残されている	]提供・移転しない	
等のリスクへの対策は十分か	転(委託や情報	提供ネットワーク		2) 十分である 3) 課題が残されている	]提供・移転しない	
等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移 不正な提供・移転が行われる	転(委託や情報 [		・ システムを通じた扱 ]	2) 十分である 3) 課題が残されている <b>性を除く。)</b> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	]提供・移転しない	
等のリスクへの対策は十分か  5. 特定個人情報の提供・移  不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	転(委託や情報 [ レステムとの打		・ システムを通じた扱 ]	2) 十分である 3) 課題が残されている <b>性を除く。)</b> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
等のリスクへの対策は十分か  5. 特定個人情報の提供・移  不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ  目的外の入手が行われるリ	転(委託や情報 [ ンステムとの招	接続	・ システムを通じた扱 ] [ ]接	2) 十分である 3) 課題が残されている <b>性を除く。)</b> [ O		

7. 特定個人情報の保管	•消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	[ 〇 ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監	i査 [ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育	•啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[	]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
11. 最も優先度が高いと表えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏え <選択肢> 1) 目的外の入手が行れ 2) 目的を超えた紐付け 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	い・滅失・毀損リス かれるリスクへの対象 、事務に必要のない て不正に使用される な使用等のリスクへの 行われるリスクへの アシステムを通じてア アシステムを通じてア	クへの対策		
最も優先度が高いと考えられ	[ 8) 特定個人情報の漏え <選択肢> 1) 目的外の入手が行れ 2) 目的を超えた紐付け 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正 5) 不正な提供・移転が 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク 8) 特定個人情報の漏え 9) 従業者に対する教育	い・滅失・毀損リス・のれるリスクへの対策 、事務に必要のないで不正に使用される な使用等のリスクへ でかれるリスクへの アシステムを通じてアンシステムを通じてアンステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アシステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンステムを アンストムを アンストムを アンストムを アンストムを アンストムを アンストムを アンストムを アンストムを アンストムを アンストムを アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンスト アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンストムと アンスト アンストムと アンストムと アンスト アンスト アンスト アンスト アンスト アンスト アンスト アンスト	クへの対策		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象 者把握	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類・胃腸がん検診・・肺宮頭がんが心検診・・肺宮頭がが心検診・・肝の関係を対しては、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が、大人が	事前	
令和4年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事前	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第二第102の2の項	事前	
令和7年6月26日	Ⅱ.1	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月26日	II. 2	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I . 5. ①	健康福祉課	健康対策課	事後	
令和7年6月27日	I . 5. ②	健康福祉課長	健康対策課長	事後	
令和7年6月27日	I . 8	健康福祉課	健康対策課	事後	
令和7年10月1日	IV. 11 判断の根拠		「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年10月1日	評価書番号	17	16	事後	